

目的：従来，欠陥住宅研究といえば，ハード面の実態・原因分析が主たる内容であった。筆者らは，これと同時に，被害者救済を考える上では，欠陥発生にともなう起る被害（日常的な不便，生理的・精神的苦痛，家庭生活への歪，近隣関係への影響）が起ったかということこそより深く吟味されるべきだと考える。本研究は，①被害の実態を詳細に調べ，②「住宅」という財のもつ被害・苦痛の特別な性質・構造を分析し，③被害拡大に対していかなる要因かどのような形で作用するのかという要因を分析し，④それらに照応した被害救済システムが著しく立遅れていることを明らかにすることを目的としたものである。

方法：調査対象住宅は，軽・中症の欠陥住宅である。具体的には，①構造上重大な欠陥があるといいうるもの。②雨もりのケースである。調査方法としては，あらかじめ調査票を郵送しておき，後訪問とアライングした。（但し，郵送調査のみの場合もある）サンプル数 90 例。調査期間昭和 56 年 6 月～58 年 1 月まで。

結果：①欠陥住宅における被害とは，物理的・財産的被害もさることながら，居住空間における被害の特質といいうる生活被害，精神的被害が大きいことがわかった。また，これらの被害はさらに波及していくと，健康破壊，生活破壊，人格変貌へと深化していき，さらに個々の家庭レベルの被害から地域レベルへの被害へと拡大していく問題であることが明らかとなった。②被害拡大の要因として，救済システムの立ち遅れが大きく作用している。

文献：本報告の一部は次に発表している。1) 欠陥住宅における被害構造と救済システム—大連住宅被害者調査より—日本建築学会大会要綱集，1982.10. ② 同 (II)—プレハブ住宅被害者調査より—日本建築学会近畿支部研究報告集，1983.6